



平成 20 年 5 月 1 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社  
代表取締役社長 堀井 慎一  
(コード番号 4723 東証第一部)  
問合せ先 経営企画本部 IR部長 前田 智之  
(TEL . 03-3405-9262)

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社との  
資本・業務提携交渉の打ち切りについてのお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 25 日付当社プレスリリース(「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社経営陣との会談についてのお知らせ」)でもお知らせしておりますとおり、同年 3 月 25 日以後、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社(以下「UT 社」といいます。)との間で提携に関する協議を続けてまいりましたが、今般、UT 社からの提案は、当社の企業価値の維持・向上という観点からは全く合理性がなく、むしろ当社の企業価値を大きく毀損するおそれがあり、また、会社法上禁止されている株主の権利行使に関する利益供与の要求行為に該当する内容を含むことから、UT 社からの提案を正式に拒否し、交渉を打ち切ることを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. UT 社からの新株予約権の無償割当ての要求

平成 20 年 3 月 21 日、UT 社が、当社株式につき、発行済株式総数の 30.4%にあたる 766,594 株を取得したことが明らかになり、同年 4 月 11 日、UT 社経営陣より、当社経営陣に対して、事業・資本提携に関する提案(以下「UT 社提案」といいます。)がなされました。UT 社提案の内容は、以下のとおりです。

【UT 社提案】

- (1) UT 社が指名する者 3 名を取締役として受け入れ、経営に関与させること。
- (2) UT 社グループと当社グループにおいて 4 項目から成る事業提携を行うこと。
- (3) 上記(1)および(2)により当社の企業価値が向上することから、その対価として、UT 社が当社株式の 33.4%(潜在株式考慮後)を取得することを可能とする新株予約権を無償で UT 社に割り当てること。
- (4) 上記(1)及び(3)について、当社が 2008 年 5 月下旬に予定している臨時株主総会に会社提案議案として上程すること。

## 2. 当社の判断

当社は、社内プロジェクトチーム（座長：執行役員 CEO 伊佐治岳生）を組成し、UT 社提案の内容について真摯に検討を重ねて参りましたが、その結果、以下の理由により、UT 社提案を受け入れることはできないとの判断に至りました。

1. UT 社が提案する 4 項目の事業提携は、いずれも実現可能性に乏しく、当社の営業利益に対して、最も大きく見積もっても年間 2.45 億円の効果しか及ぼさない。このことを、UT 社に指摘し、事業提携の実現可能性や提携効果について、定量的・具体的な説明を求めても、定性的・抽象的な回答しか返ってこない。また、UT 社が当社に対して提案するコンプライアンス体制の整備の内容に関しても、当社が現在構築しているコンプライアンス体制に優越する点が見出せない。
2. これに対し、UT 社が当社に割当てを求めている新株予約権の総価値は、第三者機関の評価によれば 101.69 億円を基準に考えるべきとのことであり、当社が UT 社にこれを無償で割り当てる合理的理由がない。このことを UT 社に指摘しても、新株予約権に取得条項を付せば新株予約権の価格を下げるができる等の、裁判例（サンテレホン事件東京地裁決定平成 18 年 6 月 30 日判例タイムズ 1220 号 110 頁）で認められていない考え方に基づく回答しか返ってこない。
3. また、当社が UT 社に対して新株予約権を発行する行為は、当社が当社債権者である Promontoria Investments I B.V.（以下「Promontoria」といいます。）との間で締結している契約に抵触するため、かかる新株予約権の発行について Promontoria の同意が得られない場合、当社は Promontoria に対して負担する債務総額約 795 億円について期限の利益を喪失するおそれがある。しかし、UT 社は、当社に対し総額約 795 億円の信用補完をする意向がない旨を表明している。
4. 当社と UT 社は、同じく人材派遣業を営み、完全に競業関係にあるため、当社が UT 社との間で事業提携を行ったり、UT 社が指名する者を取締役として受け入れた場合、当社の人材派遣業に関する営業秘密やノウハウが UT 社に流出し、当社の企業価値が毀損されるおそれがある。

## 3. UT 社からの子会社等株式売却の要求

上記判断を踏まえ、当社経営陣より、UT 社経営陣に対し、UT 社提案を受け入れることは困難である旨を回答したところ、平成 20 年 4 月 29 日、UT 社経営陣より、代替案として以下の内容の提案がなされました（UT 社提案）。

### 【UT 社提案】

- (1) 当社が保有する、当社グループ会社の(株)バンテクノ及び(株)ティエスティの株式を、企業価値の合計 50 億円～70 億円の評価で、株式譲渡又は株式交換の

- 方法により、UT 社に譲渡すること。
- (2) UT 社グループと当社グループにおいて、営業協力や採用協力等の分野において、穏やかな事業提携を行うこと。
  - (3) 上記(1)及び(2)が実現する場合、UT 社は、当社の希望に応じて、その保有する当社株式を第三者へ又は市場において売却することを検討すること。

上記 UT 社提案 は、当社グループの中核事業である、技術者派遣会社の(株)バンテクノ及び(株)ティエスティの売却を求めるものであることから、当社の事業戦略上受け入れることが不可能です。

また、UT 社が提示している子会社 2 社の企業価値評価は、これら 2 社の平成 20 年 3 月期の見込み EBITDA 合計の 3.8～5.3 倍に過ぎず、過去の人材派遣業界の類似 M&A 取引における企業価値評価の EBITDA に対する倍率等を勘案すると、明らかな低廉譲渡を当社に求めるものです。なお、平成 20 年 4 月 30 日の当社株式の終値 12,760 円を基準として算出した場合の当社企業価値は、当社グループの過去 12 ヶ月の EBITDA に対して 11.6 倍であり、同年 4 月 25 日に払込みが完了した第三者割当て増資における当社普通株式の発行価額である 1 株 9,000 円を基準として算出した場合の当社企業価値は、当社グループの過去 12 ヶ月の EBITDA に対して 10.9 倍であります<sup>1</sup>。

UT 社は、当社株式の 25.66% (議決権保有比率) を保有する大株主ですが、かかる特定の大株主に、第三者との間の合理的な取引ではありえないような低廉な価格で子会社株式を譲渡することは、当社企業価値を大きく毀損するものです。また、かかる UT 社の要求は、当社が継続企業であるにもかかわらず、大株主としての力を背景に中核事業の売却を迫るものですから、「会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合」(ニッポン放送事件東京高裁決定平成 17 年 3 月 23 日判例時報 1899 号 56 頁) に該当すると判断せざるを得ません。

以上より、当社は、UT 社提案 についても、当社として到底受け入れることはできないと判断いたしました。

---

<sup>1</sup> 企業価値を計算する際に使用する純負債は、2007 年 12 月末時点の数値を使用し、過去 12 ヶ月の EBITDA についても 2007 年 12 月末から遡った過去 12 ヶ月の EBITDA を使用しました。

#### 4. UT 社経営陣の行為が、会社法上禁止されている利益供与の要求行為に該当すること

以上に加え、協議における UT 社の当社に対する要請については、当社顧問弁護士より、会社法上禁止されている株主の権利行使に関する利益供与の要求行為に該当する内容を含むとの指摘を受けています。

すなわち、当社は、これまで、UT 社経営陣に対して、理由を示して、5 月下旬に行う当社臨時株主総会に (1) UT 社が指定する者を取締役として選任する議案及び (2) UT 社に対して新株予約権の有利発行を行う議案を会社提案議案として上程することはできない旨を回答してきましたが、UT 社経営陣は、これに対し、複数回にわたり、当社に対して、上記 (1) 及び (2) が当社臨時株主総会に会社提案議案として上程され、新株予約権が UT 社に無償で割当てられることが確実になれば、同臨時株主総会において当社が上程する他の議案 (Promontoria に割り当てる予定の A 種類株式を発行するための、定款変更議案及び A 種優先株式の発行議案) にも賛成するが、UT 社提案 がそもそも上程されなかったり、上程されても可決する見通しが立たない場合には、A 種類株式発行のための議案に賛成しない旨の口頭及び書面での申し入れを行いました。これら申し入れは、臨時株主総会での議決権行使という「株主の権利の行使に関し」て、101.69 億円の新株予約権という「財産上の利益」を UT 社に供与することを要求するものであり、株主の権利行使に関する利益供与の要求に該当すると考えられます。

また、UT 社代表取締役の若山陽一氏は、当社に対し、UT 社提案 についても受け入れないのであれば、臨時株主総会での会社提案議案は否決せざるを得ないとの申し入れを行っていますが、この行為も、臨時株主総会での議決権行使という「株主の権利の行使に関し」て、当社グループ会社の株式という「財産上の利益」を UT 社に供与することを要求しており、株主の権利行使に関する利益供与の要求に該当すると考えられます。

したがって、当社が UT 社の要求を受け入れ、臨時株主総会で会社提案議案に賛成してもらうことの見返りに、UT 社に対し新株予約権を無償で割り当てたり、当社グループ会社株式を低廉な価格で譲渡等した場合、当社の行為もまた、株主の権利行使に関する利益供与の罪 (会社法第 970 条第 1 項) に該当します。

当社は、当然ながら、会社法上禁止されている行為を行うことはできず、かかる観点からも、UT 社からの要求を一切受け入れることはできないと判断いたしました。

なお、UT 社経営陣の上記行為については、当社顧問弁護士を通じて、東京地方検察庁特別捜査部及び警視庁に相談を開始しております。

## 5. 今後の対応

当社は、本日、当社プレスリリース「定款の一部変更に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、5月23日に当社臨時株主総会を開催することを決定いたしました。同株主総会での会社上程議案（Promontoria に割り当てる予定のA種類株式を発行するための、定款変更議案及びA種優先株式の発行議案）は、当社の財務リストラクチャリングに必須のものです。したがって、当社は、同議案の可決に向けて、当社株主様のご理解を頂けますよう、引き続き情報提供を行ってまいります。

以 上